

専決処分の承認について

愛媛県教育委員会教育長専決規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第8号）第2条第2項第1号の規定により次のとおり専決処分したので、同規則第4条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年3月24日提出

愛媛県教育委員会教育長 井 上 正

○条例案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第4項の規定により、県議会議長から下記条例案に対する意見を求められたので、異議ない旨の回答をした。

記

定第56号議案 愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例